

民間事業者における事業の実施体制及び実施方法の概要

1. 民間事業者が行う主な業務

関東財務局の実施する試験実施業務のうち、試験会場確保、受験願書受付等、短答式及び論文式試験の立会等の業務。

2. 実施体制

総括責任者の下に、試験事務本部組織（試験会場確保、受験願書受付、コールセンター等）、試験実施組織（試験会場運営等）、請負管理組織（スタッフの管理等）の独立した組織を設置し、業務上の役割分担や責任の所在の明確化を図る体制とする。

業務従事者については、会場責任者に国家資格試験等において会場責任者を10回以上経験した自社社員を充てることとし、試験官等についても、自社登録スタッフから試験経験者を中心に採用することとしている。また、不測の事態における試験官等の不足要員に対応するための相当数の待機要員を確保することとしている。

3. 実施方法

試験会場の確保については、過去に試験実施の実績のある会場候補を中心として、厳正かつ正確な対応を行うために試験前日から会場借上げを行うこととしている。

受験願書受付等については、当局との打合せの結果を基に、都内23区内に、独立した当該業務専用のオフィス（試験事務本部）を設置し、セキュリティを確保した上で、正確で迅速な受験願書受付等を行うこととしている。

試験会場の運営については、電波時計を使用するなど試験実施時間の厳正な管理を行うこととしている。また、試験時間中、受験者との確実な意思疎通を図るとともに他の受験者への配慮を行うなど、受験者が快適に試験を受けられる環境整備を図ることとしている。